

第23回下関市都市計画審議会議事概要	
日 時	平成30年5月16日(水) 14時00分～16時00分
場 所	カラトピア 5階ホール
議 案	議案第1号 下関都市計画用途地域の変更について
報 告	「下関市立地適正化計画(案)」の策定に向けた取組状況について
出席者	
○委員 20名中13名出席 ○傍聴者 2名	

議事概要

■議案第1号 下関市都市計画用途地域の変更について

【質疑応答(概要)】

○委員

主要幹線道路沿道30mの変更としたのはなぜか？

⇒事務局

沿道市街地の街区形状等に応じた配置として、概ね2区画程度を変更するようにしている。また、都市計画マニュアル等で示している沿道土地利用の基準は20m～50mであり、また隣接している街区が概ね30mで設定されていることを踏まえて、30mの設定とした。

○委員

今回の変更によりマンションは建てられるのか？

⇒事務局

変更前と同様に建てられる。

○委員

既存不適格になるようなことはないのか？

⇒事務局

規制が緩和されるものであり、既存不適格になるものはない。

○委員

勝谷形山線の沿道について、変更する意見はなかったのか。

⇒事務局

今回の変更は幹線道路沿道の土地利用を図ることを目的としており、長府綾羅木線の将来交通量は10,000台を超える見込みであることに対して、勝谷形山線は、補助幹線道路としての位置づけであり、将来交通量もあまり多くないため、変更しない。

○委員

下関長門線沿道と同様の規制内容になるのか？

⇒事務局

下関長門線沿道は近隣商業地域であり、今回の変更箇所と比べると、より商業向きであり、規制が緩和されている地域である。

○委員

同様に交通量も多く発生しているにも関わらず、なぜ今回の変更は下関長門線沿道と同様の制限内容にしないのか？

⇒事務局

今回の変更箇所の後背地は住居系の土地利用がされており、また、小中学校が近接していることから、商業系まで規制を緩和することは望ましくないと判断した。

○委員

今回の変更は住民等から規制緩和の要望等があつての変更なのか？

⇒事務局

要望等があつての変更ではなく、幹線道路沿道において適切な土地利用を図れるようにするため、本市が主導となつての変更である。

※ 議案第1号について適当であると答申された。

■報告 「下関市立地適正化計画（案）」の策定に向けた取組状況について

【主な意見（概要）】

- ・日常的な買い物利便性は、新下関駅、下関駅という都市機能誘導区域以外にも多く必要であるため、地域ごとに商業施設など生活サービス施設を集積していく考え方について、立地適正化計画には盛り込まれていない。
- ・市街化区域内だけでなく、4町のことも考慮した計画が必要だと考える。
- ・幡生駅周辺も下関駅周辺や新下関駅周辺と同様の形で都市機能誘導区域を指定していくべきだと考える。

以上